箕面市小中一貫教育推進計画
（案）

令和　年(２０　年）月

箕面市教育委員会

目次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第１章　学校教育をとりまく現状と課題

1.1　学校教育における現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
1.2　他の自治体の小中一貫教育の事例・・・・・・・・・・・・・ 2
1.3　箕面市における小中一貫教育の現状・・・・・・・・・・・・ 4
1.4　箕面市の小中一貫教育の成果と課題・・・・・・・・・・・・ 4

第２章　これからの箕面市の小中一貫教育について

2.1　箕面市の小中一貫教育の目的と基本方針について・・・・・ 9
2.2　小中一貫教育にかかる具体的取り組み・・・・・・・・・・・ 9
①　教育委員会の観点
②　学校の観点
③　家庭・地域の観点

第３章　施設形態も踏まえた今後の小中一貫教育の推進について

3.1　現在の学校配置・施設形態の状況・・・・・・・・・・・・・ 15
3.2　船場新設校開校後の学校配置・施設形態の状況・・・・・・・ 16
3.3　今後の学校配置・施設形態に関する基本的な考え方・・・・ 17

参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

はじめに

箕面市では、平成２８年度から船場地域への小中一貫校も視野に入れた小学校建設の検討を行い、その結果、新設校は小学校とすることを決定しました。

しかし、令和２年度から新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、近い将来において厳しい財政運営となる見通しであったことから、令和３年２月に、箕面市の行財政改革プランである「箕面市新改革プラン」が策定され、「（仮称）船場小学校整備の再検討」が見直しメニューに挙げられるとともに「市立病院跡地に新設予定の小学校については、新病院の方針が決まり次第、よりまちの魅力が高まるよう、施設一体型の小中一貫校建設の可能性も含めて検討します。」と示されました。

（仮称）箕面市立船場小学校の新設については、校区再編にかかる様々な取り組みを行ってきた経緯があり、箕面市教育委員会としては新改革プランの趣旨については十分認識しているものの、「校種について再検討するべきかどうか」ということについては慎重に検討する必要があると考えました。

そこで、令和４年秋に「（仮称）箕面市立船場小学校の校種再検討の必要性・妥当性」について、まずは学識経験を持つ第三者から専門的見地での評価をいただき、その評価結果をふまえて、箕面市教育委員会として「校種について再検討するべきかどうか」を判断していくことといたしました。

その第三者評価の結果として、小中一貫教育を進める上での施設一体型小中一貫校の優位性自体は改めて評価されたものの、新設校を施設一体型小中一貫校とした場合に、「この校種再検討が船場地域だけにプラスに働かないか」、「市としての強い意思を持って全市的に小中一貫教育を進めていくべき」などの小中一貫教育の取組みに関する不均衡への懸念についても指摘がなされました。

これらの第三者評価での指摘を受け、教育委員会として、改めて施設分離型の小・中学校でも施設一体型小中一貫校でも、学校の施設形態に関わらず全市的に小中一貫教育を充実させるため、令和元年１１月に作成した「小中一貫教育の今後の方向性について」をさらに具体化する必要があると判断し、令和５年１月に箕面市小中一貫教育推進計画検討会議（以下「計画検討会議」）を立ち上げ、小中一貫教育をさらに充実させるための「箕面市小中一貫教育推進計画」を策定することとしました。

箕面市教育委員会は、本計画に基づき、これからの未来を担っていく箕面の子どもたちが、箕面市教育大綱にも位置づけているとおり、義務教育段階で、「生きる力」と「つながる力」を育み、大きく育っていくための教育を力強く推進していきます。

第１章　学校教育をとりまく現状と課題

1.1　学校教育における現状

これからの日本社会は、生産年齢人口の減少やグローバル化の進展、技術革新等により、変化の激しい予測困難な時代となっています。このような時代にあって、学校教育には、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められています。

これまで、国においては平成２７年に学校教育法が一部改正され、９年間の系統性のある指導について制度が定められたことにより、全ての教職員が義務教育９年間に責任を持って教育活動を行う制度的基盤が整備されました。

小中一貫教育を効果的に実施するためには、単に小学校と中学校を組織として一緒にするだけではなく、義務教育９年間を連続した教育課程として捉え、児童生徒や学校、地域の実情等を踏まえた具体的取り組みを充実させる必要があります。

なお、文部科学省（平成２８年）『小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き』では、全国的に小中一貫教育が求められるようになった背景について、以下の６点が挙げられています。

① 教育基本法・学校教育法の改正により、小・中学校共通の目標規定が新設。
② 教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応が必要になる。
③ 児童生徒の発達の早期化に伴う、生徒指導面や学習指導面などへの有効性が指摘。
④ いわゆる「中１ギャップ」への対応の行いやすさ。
⑤ 家庭・地域の社会性育成機能の低下。
⑥ 学校現場の課題の多様化・複雑化への対応。

1.2　他の自治体の小中一貫教育の事例

全国的に小中一貫教育が推進されている中で、小中一貫教育の先進的な事例を調査するため、計画検討会議の構成員と、教育委員会事務局で視察を行いました。視察先のうち、東京都三鷹市と広島県呉市の取り組みについて報告します。

東京都三鷹市

●自治体の規模

	人口	学校数
箕面市	１３．７万人	小学校１４校・中学校８校 （うち２つの中学校区は施設一体型）
三鷹市	１９．４５万人	小学校１５校・中学校７校 （全７中学校区が施設分離型小中一貫校）

●小中一貫教育について

平成１８年度に、モデル校を中心とした施設分離型における小中一貫教育の取り組みを始めました。平成２１年には、全中学校区を施設分離型の小中一貫校とし、全市的に小中一貫教育を推進するため、以下の取り組みを進めています。

①小中一貫教育コーディネーターの配置

学校ごとに、校長が１名任命します。主な業務は、後述する乗り入れ授業の時間割調整、小小交流・小中交流の企画運営、校内への情報の普及です。このコーディネーターは、市の施策や学園長の意図を理解している主幹教諭等が主に担っています。

②異校種への乗り入れ授業の実施（乗り入れ授業担当教員の配置）

小中一貫教育コーディネーターとは別の教員が行っています。各学園に対して市より講師が１名加配され、学園の実態に応じて乗り入れ授業の実施に活用されています。

③中学校区合同の学校運営協議会の実施

以前は小学校区ごとに実施していた学校運営協議会を、現在は中学校区合同で実施しています。中学校区合同で実施することで、地域の方々の中学校区全体の教育活動への理解が深まっています。

広島県呉市

●自治体の規模

	人口	学校数
箕面市	１３．７万人	小学校１４校・中学校８校 （うち２つの中学校区は施設一体型）
呉市	２１．２万人	小学校３４校・中学校２４校・義務教育学校１校 （うち義務教育学校１校と３つの中学校区は施設一体型）

●小中一貫教育について

①乗り入れ授業の実施

中学校教員が小学校への乗り入れ授業を実施しています。授業は原則、小学校教員とのＴＴによる指導となっています。ＴＴで授業を実施することにより、子どもたちの学習への理解が高まるだけでなく、教員にとっても中学校の専門的な視点をふまえた授業づくり、児童の実態を知る良き機会となっています。

②６－３制の枠組みを維持した４－３－２制のアプローチ

呉市全体として、小中一貫教育の目的を、「９年間の発達段階に応じた指導を行うこと」と定めています。「９年間をとおした発達段階に見合う指導」を観点に、生徒指導や教科研究を進めています。

1.3 箕面市における小中一貫教育の現状

箕面市教育委員会では、平成１９年度に『箕面市小中一貫教育推進計画』（以下「旧計画」）を策定し、義務教育９年間を一体のものと捉え、各中学校区内で小中連携、小小連携を構築し、小・中学校それぞれの良さを生かし、一貫性のある指導により子どもたちに豊かな「育ち」と確かな「学び」を実現する教育活動を推進してきました。

旧計画では、「中学校区で教職員が、教育観の共有化を進め、一人ひとりの児童生徒の共通理解をはかる」「９年間を見通して各教科の指導計画を作成し、必要な力を確実に身につけさせる」「一人ひとりの状況をきめ細かく把握し指導できる学級担任制の良さと、教科の専門性を生かせる教科担任制の良さを採り入れた指導を実現する」などの具体的方策を定めるとともに、特色のある教育活動として「小学校３年生からの外国語」、地域に関する関心、誇りを持てるようにするための地域教育教材「わたしたちのまちみのお」の作成などについても取り組んでいくこととしていました。

しかし、中学校区全体における教職員の教育観の共有や、９年間を見通した各教科の指導計画の作成などについては、施設一体型小中一貫校では実現できているものの、施設分離型の中学校区においては、学校間の距離や組織体制の違い、小学校と中学校という学校制度の違いが障壁となり、十分に実現できていない状況があります。

これらの状況を踏まえ、令和元年には「小中一貫教育の今後の方向性について」を作成し、「小中一貫教育のさらなる推進に向けた取り組みの基本方針」として、

方針１：９年間の連続性のあるカリキュラムの策定
方針２：小・中学校の区別のない人事配置
方針３：校区連携型（施設分離型）の小・中学校の学園化と学園長の配置

の３つの方針を定め、教育委員会における９年間のカリキュラム研究や小・中学校の区別のない人事配置を進めてきたところです。

1.4　箕面市の小中一貫教育の成果と課題

本市における小中一貫教育のさらなる充実にあたり、これまで実施してきた小中一貫教育の取り組みを検証するため、計画検討会議の中で示された意見や、令和４年度に実施した小中一貫教育の実態を把握するための教員アンケート（以下「教員アンケート」）の結果等をもとに、成果と課題を整理しました。

○ 成果

（１）施設一体型小中一貫校の設置

施設一体型小中一貫校として、平成２０年度にとどろみの森学園、平成２３年度に彩都の丘学園を設置しました。

教員アンケートの分析結果では、施設一体型小中一貫校での勤務経験が、小中

一貫教育の推進にかかる意識に肯定的な影響を与えていることがわかりました。また、施設一体型小中一貫校では子どもたちが異学年の交流を容易に行えるようになり、勤務する教員も９年間を通して子どもを育てる経験や、異校種の教員から学ぶ経験を積むことができていることもわかりました。

【教員アンケートの結果】

Q．9年間の義務教育過程全体を意識して指導にあたることは重要だと思いますか。					
施設一体型 勤務経験	とても思う	やや思う	あまり 思わない	思わない	わからない
5年以上	68%	29%	3%	0%	0%
4年以下	54%	38%	8%	0%	0%
なし	40%	48%	7%	2%	3%

Q．子どもたちが中学校で学ぶ内容・または小学校で学んだ内容を意識した授業づくりを行っていますか。					
施設一体型 勤務経験	とても意識 している	やや意識 している	あまり意識 していない	全く意識 していない	わからない
5年以上	26%	71%	0%	0%	3%
4年以下	23%	51%	17%	1%	8%
なし	15%	54%	18%	2%	11%

Q．（施設一体型小中一貫校の勤務経験がある方のみ）施設一体型小中一貫校で勤務することで、自分と異なる校種の指導方法やカリキュラムについて、理解度が深まったかと思いますか。					
施設一体型 勤務経験	とてもそう思う	ややそう思う	あまりそう 思わない	全くそう 思わない	わからない
5年以上	70%	21%	0%	3%	6%
4年以下	27%	54%	13%	2%	4%

（２）小中一貫教育推進連絡会の設置

平成２０年度より、各校に『一貫教育推進担当者』を１名配置するとともに、各校における小中一貫教育の取り組み等を共有する場として、小中一貫教育推進連絡会を設置しました。連絡会の設置により、各校の一貫教育推進担当者が、他の中学校区における小中一貫教育の取り組みを定期的に把握することができ、各中学校区の小中一貫教育の充実に繋がっています。

（３）中学校区の教職員の人事交流

一部の中学校区において、小学校６年生担当の教職員が、次年度は中学校１年生を受け持ったり、中学校の教職員が小学校で勤務したりする、小・中学校教職員の人事交流を実施しています。人事交流により、中学校に進学した子どもたちに安心感をもたらすことができ、また、中学校の体育科教職員が小学校へ乗り入れ授業を行うことで子どもの体力が向上するなど、様々な成果が出ています。

（４）小学校高学年における交換授業・教科担任制の実施

専門性の高い教科指導を実現するため、市内小学校において、高学年を中心とした交換授業や教科担任制を実施しています。子どもの意見等を把握するため、令和５年度に子どもたちに対して実施したヒアリングでは、「小学校から教科ごとに先生が違うことは、中学校に向けていいことだと思った」という意見が出ました。

（５）９年間を見通した英語教育カリキュラムの策定

本市では、「世界で活躍できる子ども」を目標に、平成２６年度から英語教育推進に取り組んでいます。義務教育９年間のみならず、就学前も含め子どもたちが毎日英語に触れられるよう、連続したカリキュラムとして「Enjoy English」を策定しました。また、各学年で目指すべき姿を明確にするために、全学年のCAN-DOリストを作成し、Enjoy Englishに記載しています。

さらに、幼保小の連携を図る「架け橋プログラム」では、小学校や中学校に勤務するＡＬＴが、市内の幼稚園・保育所に出向いてレッスンを実施しています。

これらの取り組みの成果として、市立中学校の３年生の８０％以上が、英検３級相当以上の英語力を身につけています（令和４年度実績）。

（６）生徒指導担当者の配置

授業を受け持たない専任の生徒指導担当者をほぼ全ての小･中学校に配置することで、学校内の生徒指導事案にかかる問題への早期対応や中学校区内の生徒指導事案に関する密な情報共有ができています。これにより、全国では７年生時からの全国の不登校千人率が大きく増加していますが、箕面市においては、その増加傾向がゆるやかになっており、いわゆる「中１ギャップ」の解消につながっていると考えられます。

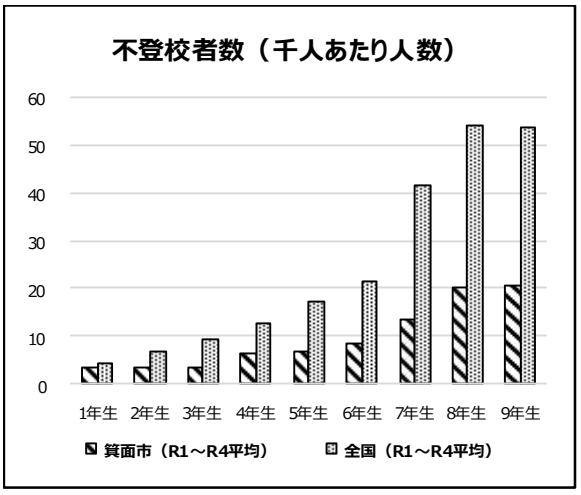

【参考】不登校千人率の箕面市と全国の比較（令和元年～令和４年平均）

（７）箕面子どもステップアップ調査の実施

市独自で、箕面子どもステップアップ調査（以下「ステップアップ調査」）として、子どもたち一人ひとりの各学年における学力・体力・生活の状況調査を毎年度実施しています。

結果を分析することで、子どもたちの課題を把握し、全教職員が課題解決に向けた指導や授業づくりを行うことができています。また、翌年度の指導・授業内容に反映させることで、９年間を通して継続的かつきめ細やかに、子どもたちの「生きる力」と「つながる力」を育むことができています。

（８）校区合同授業研究会の充実

旧計画の策定以降、各中学校区では、校区合同授業研究会（校区教研・校区人研）を行っています。校区合同授業研究会では、中学校区の保育所・幼稚園を含め、各小・中学校の教職員が一堂に会して、共通のテーマに沿って学び合う体制を整え、児童生徒への指導に生かすことができています。

● 課題

（１）めざす子ども像の共有

教員アンケートによると、施設一体型小中一貫校に勤務する教員の約９割がめざす子ども像を共有できている思っている一方、施設分離型小・中学校に勤務する教員は約４～５割程度にとどまっており、施設形態の違いが小中一貫教育の取り組み状況に影響を及ぼしていることが明らかになりました。

Q. あなたが現在勤務する学校では、同じ中学校区の小学校と中学校でめざす子どもの姿を設定し、共有できていると思いますか。					
施設一体型 勤務経験	とても そう思う	やや そう思う	あまりそう 思わない	全くそう 思わない	わからない
小中一貫校（小学校籍）	29%	65%	0%	0%	6%
小中一貫校（中学校籍）	33%	50%	11%	6%	0%
小学校	3%	50%	30%	7%	10%
中学校	1%	40%	40%	13%	6%

（２）９年間を見通したカリキュラム研究

教員アンケートによると、施設一体型小中一貫校に勤務する教員の約７割が小中のつながりを意識した組織的なカリキュラム研究を行っている一方、施設分離型小・中学校に勤務する教員は約３～４割程度にとどまっており、こちらも、施設形態の違いが小中一貫教育の取り組み状況に影響を及ぼしています。

【教員アンケート結果】

Q. あなたが現在勤務する学校では、小中のつながりを意識した組織的なカリキュラム研究を行っていますか。				
所属校校種	行っている	行ったことがある	行っていない	わからない
小中一貫校（小学校籍）	32%	39%	3%	26%
小中一貫校（中学校籍）	44%	22%	6%	28%
小学校	12%	23%	18%	47%
中学校	8%	30%	19%	43%

（３） 中学校区の学校間の距離

計画検討会議において、施設分離型小・中学校では、学校同士の距離があることで、小小交流・小中交流の実施が難しいとの意見がありました。また、学校管理職に向けた調査においても、同様の回答が見られました。

（４） 家庭・地域の理解

計画検討会議において、家庭・地域の理解がなければ、学校は小中一貫した取り組みを積極的に進めづらいという意見や、家庭・地域の小中一貫教育に対する理解を得るためには、教育委員会や学校が小中一貫教育に関する考え方や情報を広く周知すべきという意見がありました。全市的に小中一貫教育を推進していくには、教育委員会や学校がより積極的に情報を発信し、家庭・地域の理解を得ていく必要があります。

（５） 活動場所の確保と時間調整

教員アンケートにおいて、施設一体型に勤務する教員の約９割が、施設一体型の課題として「活動場所・時間調整の煩雑さ」を挙げています。現在は小体育館等を活用し、教育活動に取り組むことができていますが、施設面における改善を図っていく必要があります。

（６） 合同行事の実施

教員アンケートによると、小・中学校それぞれで異なる時程の調整や、合同行事の実施にかかる児童生徒の実態把握、教職員の連携や共通理解については、通常の小・中学校に比べて時間がかかるといった回答が見受けられました。また、施設一体型に勤務する教職員の約８割が、合同行事実施時の煩雑さを、施設一体型の課題として捉えていることがわかりました。

第２章　これからの箕面市の小中一貫教育について

２.１　箕面市の小中一貫教育の目的と基本方針について

箕面市教育大綱では、子どもたちの「生きる力」と「つながる力」を育むことを学校教育の基本方向としており、この基本方向を踏まえ、本市の小中一貫教育の目的・基本方針は以下のとおりとします。

なお、基本方針について、全市的に小中一貫教育を推進していくには、学校だけでなく、関係する全ての人たちが主体となってそれぞれの役割を果たしていく必要があることから、教育委員会、学校、家庭・地域の観点ごとに方針を掲げることとしました。

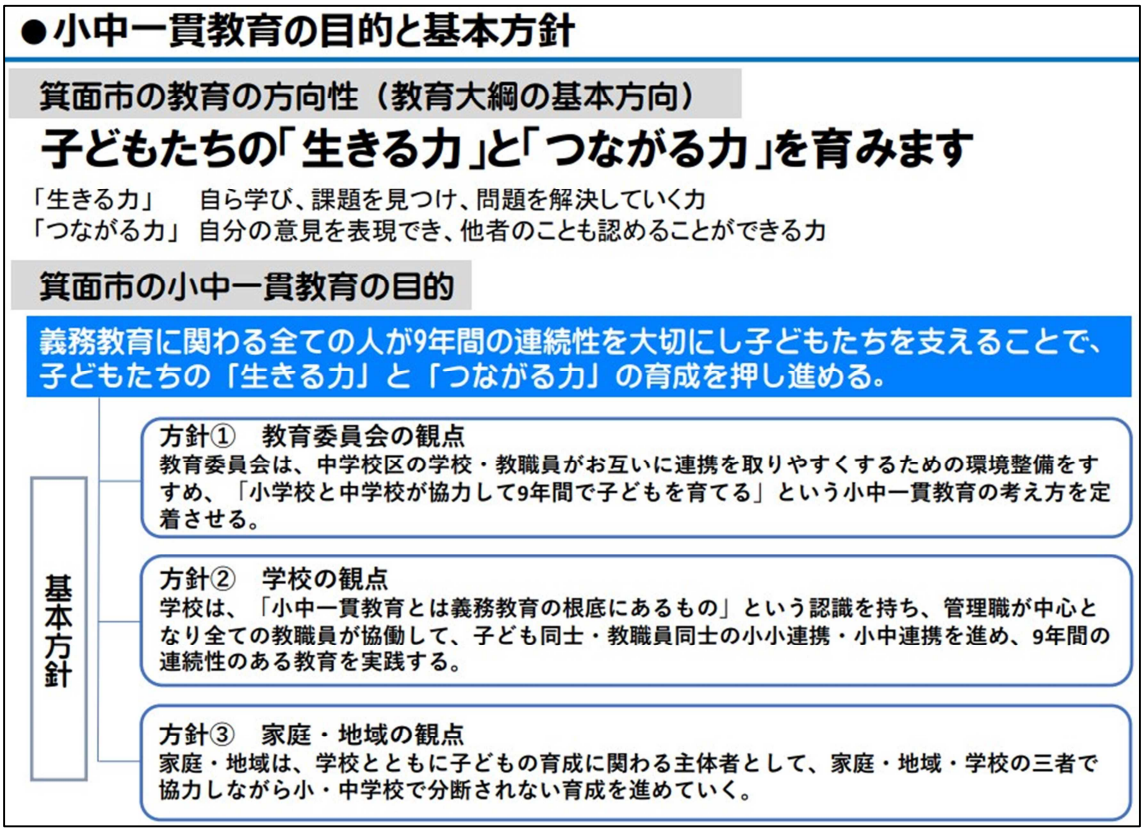

２.２　小中一貫教育にかかる具体的取り組み

方針①　教育委員会の観点

（ア）　小中一貫教育推進コーディネーターと小中一貫教育推進担当者の配置

全小・中学校に、小中一貫教育推進担当者（以下「推進担当者」）を配置します。首席・教務主任・生徒指導主任等、校内のミドルリーダーである教職員が推進担当者を担い、管理職を始め全ての教職員と協働して所属する中学校区の小中一貫教育を推進することを目標とします。推進担当者のうち、中学校区ごとに１名を小中一貫教育推進コーディネーター（以下「コーディネーター」）とし、中学校区内で中心となって推進担当者とあらゆる連携を図り、中学校区の小中一貫教育を積極的に推進することを目指します。

また、施設一体型小中一貫校で勤務するコーディネーターは、学校間の距離に関する課題がないことから、施設分離型の中学校区で勤務するコーディネーターよりも小中一貫教育に係る取り組み等を行いやすいと考えられます。そのため、施設一体型小中一貫校で勤務するコーディネーターは、市内の全コーディネーターの中のリーダーとして位置づけることとし、小中一貫教育担当指導主事（後述）と連携して、具体的な実践事例の積極的な普及や、他の中学校区での課題解決に向けた助言を行います。

【参考】コーディネーターと推進担当者の配置のイメージ図

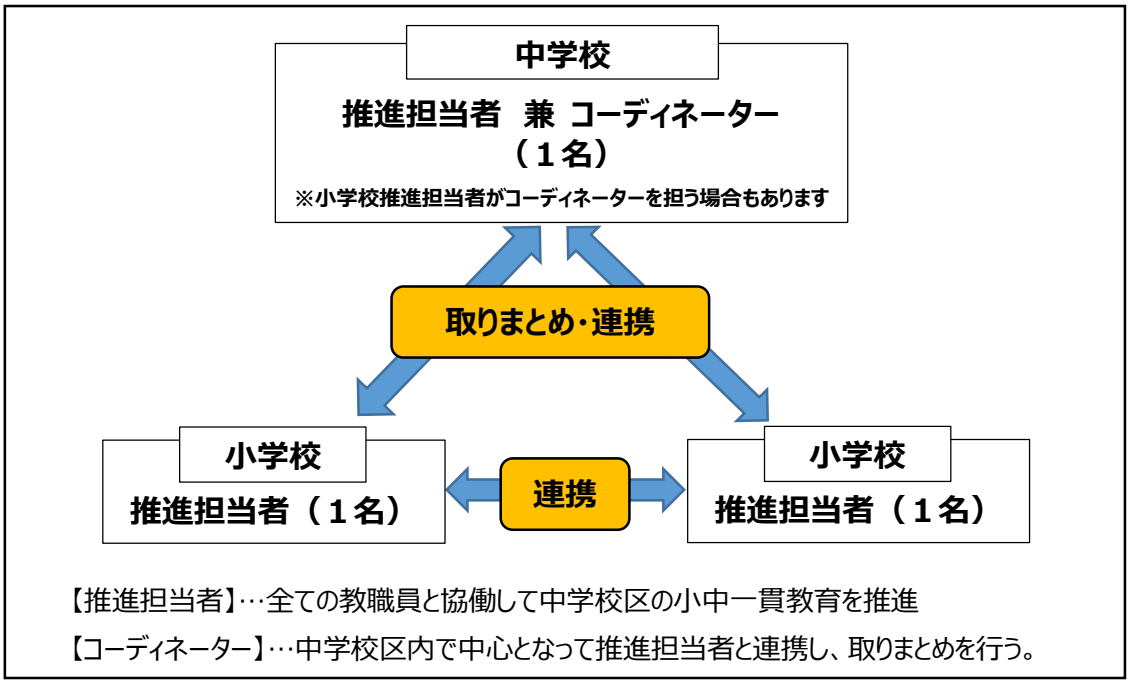

【推進担当者】…全ての教職員と協働して中学校区の小中一貫教育を推進
【コーディネーター】…中学校区内で中心となって推進担当者と連携し、取りまとめを行う。

●コーディネーターの主な業務内容

・９年間を見通したカリキュラムを校区で連携して作成
・中学校区のステップアップ調査の分析
・中学校区の小中一貫教育だよりの作成及び発信
・校区教研・校区人研の企画・立案及び日程調整
・乗り入れ授業の時間割調整
・小小交流、小中交流の企画立案及び日程調整
・中学校区の幼稚園、保育所との連携
・中学校区の推進担当者との連携
・中学校区内の児童生徒の実態把握
・教育活動充実事業費交付金の効果的な活用
・中学校区内で月に数回は各小・中学校の授業を巡回するなど、定期的に子どもの様子を確認するとともに、校区の推進担当者との会議を開催

（イ） 教育活動充実事業費交付金制度の改正

既存交付金制度である「教育活動充実事業費交付金」制度を改正し、異校種の子ども・教職員の交流に特化した交付金制度を創出します。

旧制度	（ア）幼保小中又は幼小中の連携　（イ）箕面の授業の基本 （ウ）ＩＣＴ教育　（エ）業務改善　（オ）学校運営協議 ※上記テーマより選択。テーマ別に交付金を配分
新制度	（ア）幼保小中又は幼小中の連携（小小交流、小中交流を含む）

学校独自では予算の関係で踏み出しにくい小小交流や小中交流も、予算を確保することで、実施しやすくします。

（ウ） 中学校区の学園化に向けた兼務発令

中学校区をひとつの「学園」と捉え、全教職員が中学校区の小・中学校を兼務することを目指します。教職員が積極的かつ柔軟に小中連携に取り組める体制を構築すること、また、９年間を通して中学校区の全教職員で子どもたちを育てるという意識を醸成することを目的とします。

また、兼務をすることで、１人の教員が複数の学校で教科担任を受け持つことができるなど、中学校区の実態に応じた柔軟な教職員配置が可能になり、教職員の負担軽減につながります。なお、とどろみの森学園、彩都の丘学園では、全教職員に兼務が発令されていますが、小・中学校の教職員全員でひとつの組織を運営するため、校務分掌の効率化が進んでいます。

（エ） 小中一貫教育の推進を意識した人事配置

多くの教職員が施設一体型小中一貫校での勤務経験を積むことができる人事配置を行います。

施設一体型小中一貫校勤務で小中一貫教育の効果を実感した教職員は、その経験を生かして施設分離型での小中一貫教育の推進にも力を発揮できることから、施設一体型小中一貫校を勤務した経験がある教職員を施設分離型の小学校・中学校に人事異動させることで、全市的に小中一貫教育を効果的に広めていくとともに、施設一体型小中一貫校の勤務経験による意識の差を解消することを目的とします。

（オ） 教育委員会事務局に小中一貫教育担当指導主事を配置

教育委員会事務局に小中一貫教育担当指導主事を配置します。担当指導主事が本計画の進捗管理や、市全体の取り組みを小中一貫教育の視点で指摘・アドバイスすることで、継続的に小中一貫教育を進めていくことができる体制を整えます。また、小中一貫教育推進連絡会を定期的に開催し、全市的に小中一貫教育を推進するために、コーディネーターとの情報共有を行うとともに、校区

運営会議や校区授業研究会等の実施について進捗管理・指導を行うことや、全市的な小中一貫教育の取り組みについて発信します。

（カ）９年間を見通したカリキュラムの充実

９年間を見通した指導をさらに充実させることを目的として、以下の観点において系統的な指導を行うためのカリキュラムを策定します。

① 市内統一カリキュラムによる子どもたちの体力向上

ステップアップ調査、全国体力調査等によると、箕面市の子どもたちの体力は、全国平均値を下回る結果が続いています。

これを解決するため、全領域をバランス良く履修できる市内統一の９年間のカリキュラムを策定し、当該カリキュラムに基づいた体育科の授業を進めます。また、体力向上推進部会を中心に各領域における優れた実践や教材を小・中学校の教職員間で共有し、子どもたちの体力向上を図ります。

② 教科横断的な学習を通した情報活用能力の育成

変化の激しい社会の中で、子どもたちが今後課題に直面した際に、自ら解決するための課題解決能力と、各教科の学びを支える基盤としての情報活用能力を、教科横断的な学習を通して向上させます。

これにより、情報と情報技術を活用した問題の発見、解決方法の習得や、情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身につけさせます。また、情報活用能力に含まれるプログラミング的思考を育むため、９年間の連続したカリキュラム（情報活用能力系統表）を策定します。

③ 中学校区における特色ある取り組みを活かした非認知能力の育成

ウェルビーイングを実現していくために非認知能力は必要不可欠な能力です。学習指導要領においても、「生きる力」や「学びに向かう力」など、さまざまな非認知能力の育成が謳われています。

中央教育審議会初等中等教育分科会では、非認知能力を「主に意欲・意志・情動・社会性に関わる３つの要素（①自分の目標を目指して粘り強く取り組む、②そのためにやり方を調整し工夫する、③友達と同じ目標に向けて協力し合う）からなる」として示しています。３つの要素の内容を整理し、本市における非認知能力を「自分を高める力・自分と向き合う力・他者とつながる力」と定義し、これらの力を育むために、中学校区ごとの９年間を見据えた特色ある取り組みを支援していきます。

（例１）音楽会・学習発表会・文化祭における演目・学習内容・指導内容を系統立て、児童生徒の非認知能力を育成する。

（例２）外国語活動・外国語科における表現にあたる活動内容・学習内容・指

導内容を系統立て、児童生徒の非認知能力を育成する。
（例３）校外学習・宿泊学習の学習内容・指導内容を系統立て、児童生徒の非認知能力を育成する。
（例４）総合的な学習の時間の学習内容・指導内容を系統立て、児童生徒の非認知能力を育成する。

方針②　学校の観点

（ア）中学校区での９年間を見通した指導計画の作成

小学校と中学校の教職員が、ステップアップ調査結果等から各学年のつまずきポイントを分析し、それぞれの校種の指導計画をもとに、９年間を見通したカリキュラム（支援教育・人権教育・生徒指導等の各領域も含む）を作成します。作成の際には、施設形態にかかわらず、教育課程上の６－３制の大きな枠組みを維持しつつ、発達段階に応じた４－３－２の区切りで指導計画上の工夫（指導体制・学習方法等）を施すことにより、教育活動を充実させます。これにより、市内の全教職員が９年間を意識した授業を実施し、全ての子どもたちが９年間を見通した指導を受けられるようにします。

（イ）乗り入れ授業の実施

中学校教員による乗り入れ授業を実施します。乗り入れ授業ではＴ２としての役割を担うことを基本とし、子どもの実態把握を行い、情報をコーディネーターと共有します。

（ウ）校区授業研究会（教科教育/人権教育）の実施

校区授業研究会を、幼稚園や保育所を含めた中学校区で年２回以上開催し、それぞれの異なる校種の教員が合同で研究授業を実施します。中学校区の全ての教職員が顔を合わせ、同じ内容の学びを共有することで、中学校区における授業像や考え方を共有し、教職員の小中一貫教育の視点を踏まえた授業改善に取り組む意識を高めます。

（エ）中学校区合同研修の実施

コーディネーターが中心となり、中学校区における課題の分析・解決を目的とした校区合同研修を実施します。研修の実施に当たっては、教育活動充実事業費交付金を活用します。中学校区の教職員が顔を合わせ、同じ内容の学びを共有することで中学校区の取り組み内容などの共通認識を図ります。

（オ）小小交流・小中交流の推進

小小交流・小中交流の積極的な実施を促します。交流の実施に当たって、学校は教育活動充実事業費交付金を活用します。さらに、タブレット端末を活用

したオンラインによる小小交流や小中交流を進めます。これらにより、小学校から中学校への進学時の円滑な接続を行います。

また、施設一体型小中一貫校においては、学校間の距離がないことから、小中交流が実施しやすい環境にあります。そのため、施設一体型小中一貫校のコーディネーターは、積極的に小中交流を企画・実践し、事例を市内各校に普及します。

なお、成果で先述した児童生徒ヒアリングでは、以下の意見が出ました。

・小学生のうちから、同じ中学校区の同級生と交流会があれば良い。
・同じ中学校区の子どもと関わりを持って、事前に仲良くなりたい。
・中学校でやっている取り組みを事前に小学生に教えてくれれば安心できる。
・オープンキャンパスのような行事があると良いかもしれない。

方針③　家庭・地域の観点

（ア）　中学校区単位の学校協議会の導入

中学校区単位の学校協議会を導入します。中学校区合同の学校協議会では、コーディネーターが中学校区の現状や今後の取り組みについて報告を行うこととし、保護者や地域の方が中学校区の取り組み内容や各学校の状況を把握し、小中一貫教育に対する家庭や地域の理解や協力を得ることを目的とします。

（イ）　中学校授業参観の参観対象者の拡大

中学校区内の小学校の保護者も参加可能とする中学校の授業参観を実施します。小学校の保護者が中学校の授業を参観することを通して、子どもが成長した際のイメージをもち、子どもの進学にかかる不安解消へと繋げていきます。

※なお、本計画の取り組み等については今後の学校の実態等に応じて、柔軟に見直しを行っていくものとします。

第３章　施設形態も踏まえた今後の小中一貫教育の推進について

3.1　現在の学校配置・施設形態の状況

（図１）箕面市立小・中学校の配置および通学区域　（令和５年度時点）

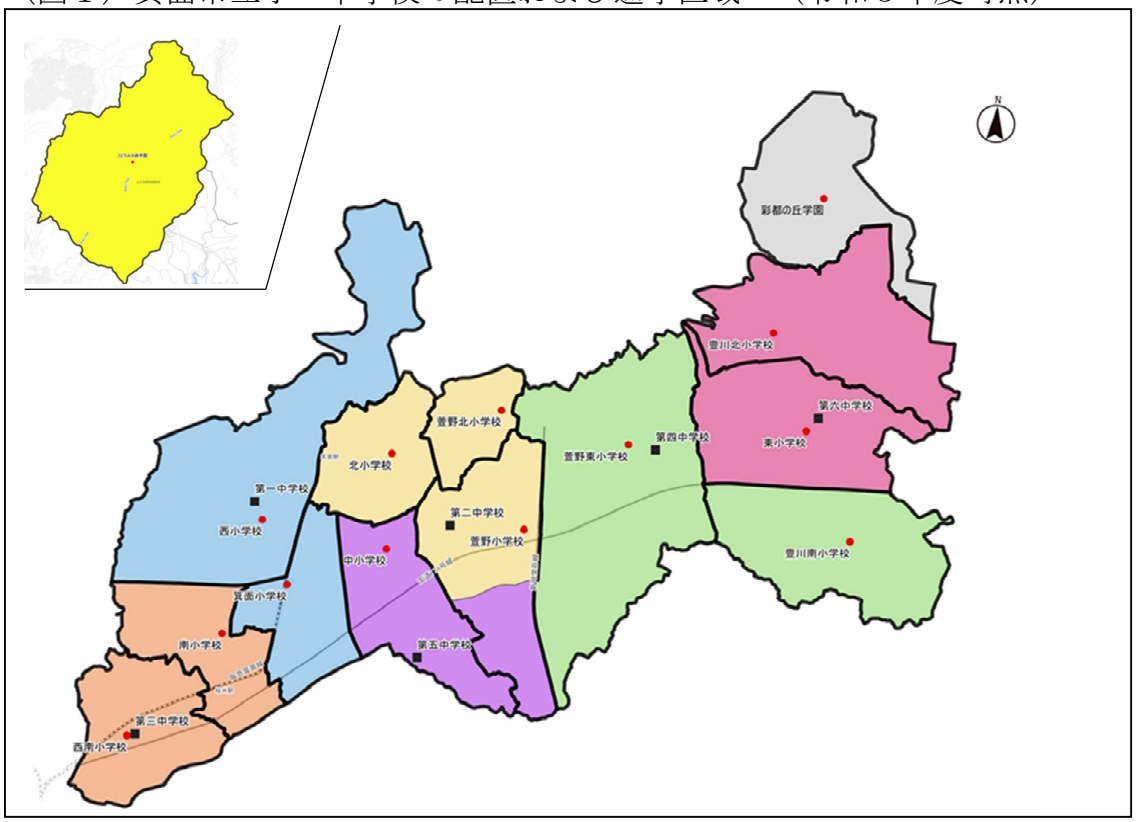

箕面市には、小学校が１２校、中学校が６校、施設一体型小中一貫校が２校あります（令和５年度現在）。２４ページに掲載の「小中一貫教育における校舎の設置状況の分類」を参考に、本市の中学校区を分類すると、以下のようになります。

●本市の小中一貫教育における施設形態の分類

分類	中学校区名
施設一体型校舎	とどろみの森学園 彩都の丘学園
施設隣接型校舎	（該当なし）
施設分離型校舎	第二中学校区 第五中学校区
施設隣接型校舎と施設分離型校舎の複合型	第一中学校区 第三中学校区 第四中学校区 第六中学校区

現在の学習指導要領では、小学校から中学校への円滑な接続が図られるよう工夫する趣旨の文言が盛り込まれています。また、これまでの本市での小中一貫教育の取り組みの成果からも、小中一貫教育の考え方に基づき、本市の教育を進めていくことは、箕面市の子どもたちに良い影響をもたらしています。

その小中一貫教育の考え方を効果的に実践するためには、小・中学校の学校組織を一体的にでき、かつ学校間の物理的な距離がない施設一体型校舎であることが理想的ですが、市内すべての小・中学校の施設形態を今すぐに施設一体型とすることは事実上不可能です。

現在は、特に施設分離型や複合型の小・中学校において、第２章で示した具体的な取り組みを実施していくことで、施設一体型と同様の教育効果が発揮できるようにしていく段階と捉えています。

3.2　船場新設校開校後の学校配置・施設形態の状況

（図２）箕面市立小・中学校の配置および通学区域　（船場新設校開校後）

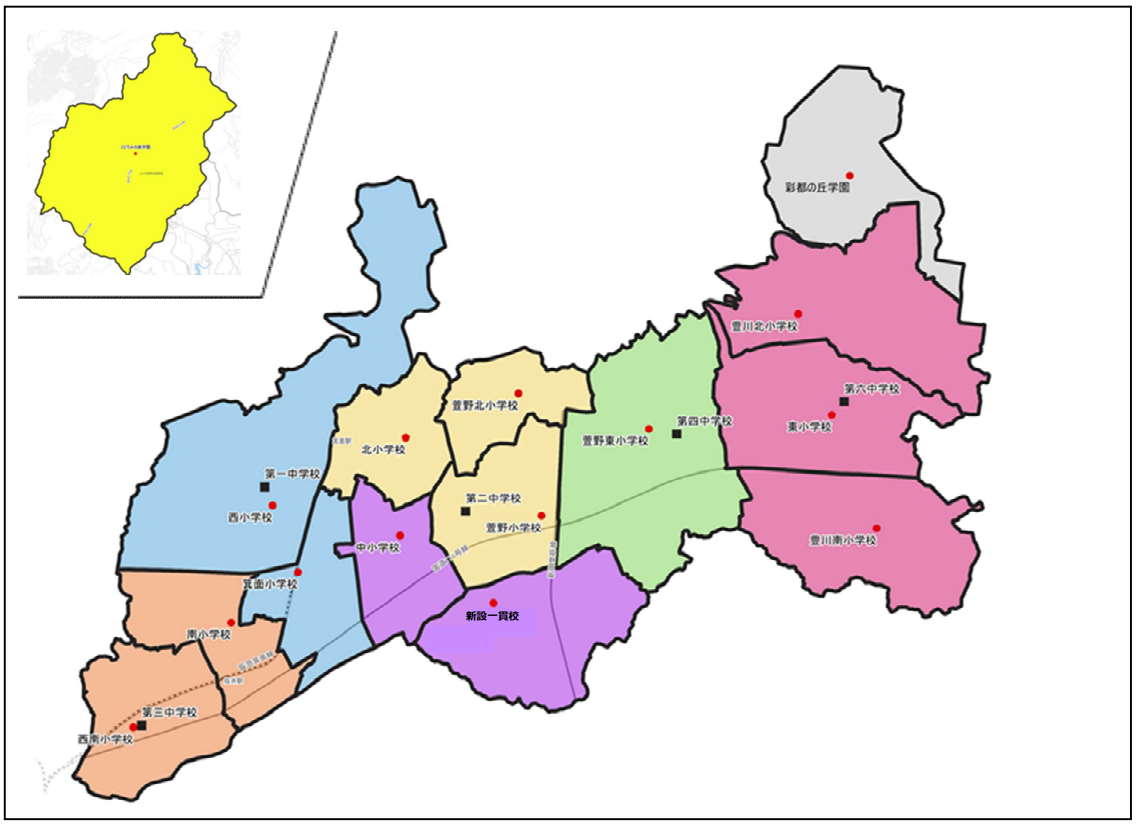

※令和５年１２月現在、通学区域審議会において校区の見直しの有無を審議中

令和５年１２月時点では、「令和１４年度に、箕面市立病院跡地に第五中学校を移転し、かつ、小学校を新設することで、船場地域に施設一体型校舎を建設する」という方向で検討を進めています。この場合、同じ第五中学校区の中小学校の卒業生については、新設する施設一体型小中一貫校に進学することとなります。

また、新設校開校と同時に全市的な通学区域の変更が予定されていますが、これにより、豊川南小学校の卒業生は第六中学校に進学することになります（現在は第四中学校に進学）。

この場合における、本市の中学校区の分類は以下のとおりとなります。

●本市の小中一貫教育における施設形態の分類

分類	中学校区名
施設一体型校舎	とどろみの森学園 彩都の丘学園
施設隣接型校舎	**第四中学校区**
施設分離型校舎	第二中学校区
施設隣接型校舎と施設分離型校舎の複合型	第一中学校区 第三中学校区 第六中学校区
施設一体型校舎と施設分離型校舎の複合型	**第五中学校区** **（新設一貫校と中小学校）**

この段階で、第四中学校区が市内唯一の「施設隣接型校舎」となります。施設隣接型校舎は１小１中の組み合わせで、かつ、学校間の距離も近いことから、施設分離型や複合型に比べてより学校間の連携が取りやすく、小中一貫教育が進めやすい施設形態であると考えられます。

全国の先進事例では、小学校と中学校の間に、児童生徒や教職員が学校間を行き来するための通路を設けることで、学校の施設形態を施設一体型に変更するなど、小学校と中学校の連携をより進めやすくするための工夫をしている事例もあり、本市においても、このような改修をすることで、第四中学校区の小中一貫教育をより実効的かつ効果的なものにできる可能性もあると考えられます。

また、船場に施設一体型校舎が建設された場合、第五中学校区は施設一体型と施設分離型の複合型となり、本市では初の事例となります。

第五中学校区の複合型は「ひとつの施設一体型小中一貫校とひとつの小学校」で構成されるため、市内の他の複合型中学校区（施設が隣接した小学校と中学校と、距離の離れた小学校）と比べても、連携する学校数（組織数）が少なくなることから、学校間の連携がさらにスムーズになることが期待されます。

この段階では、現在と比べ小中一貫教育をより進めやすい施設形態が増えることから、全市的な小中一貫教育がさらに進むことが期待されます。

3.3　今後の学校配置・施設形態に関する基本的な考え方

令和４年度に実施した有識者への第三者評価（（仮称）箕面市立船場小学校の

校種に関する評価）の評価結果や、教員アンケートの結果、箕面市の施設一体型校舎におけるこれまでの小中一貫教育の取り組みの実態などからもわかるとおり、「小中一貫教育の考え方を効果的に実践するためには、学校の施設形態は施設一体型であることが理想的」です。

施設分離型では、授業方法の統一や、英語教育で実施しているような市全体で９年間を通した系統的な指導を行う体制の整備などにより、小中一貫教育を進めることが可能となりますが、物理的な交流、例えば小小交流・小中交流、小中の教職員の交流という点では、学校間の距離や組織の違いなどにより、施設一体型小中一貫校と比べ、メリットが見えにくいという声も存在します。

施設形態の違いに関わらず、子どもたちが小中一貫教育の効果を享受できるようにするための手立てとして、具体的な取り組みを９ページから記載していますが、一方で、施設一体型であれば自然とできる取り組みもあるということも事実です。

小学校と中学校の学校段階の差が持つ教育効果を重視する場合や、学校選択制と組み合わせて既存の小・中学校をベースとして特色ある取り組みを行う場合など、その充実を図る上で施設分離型の方が適切な場合も想定されますが、前述のとおり、子どもたちの「生きる力」と「つながる力」を育むために、小中一貫教育の効果を活用していこうとする本市にとって、理想的な施設形態は施設一体型であると考えます。

（図３）箕面市教育委員会が考える「施設形態と教育効果の相関図」

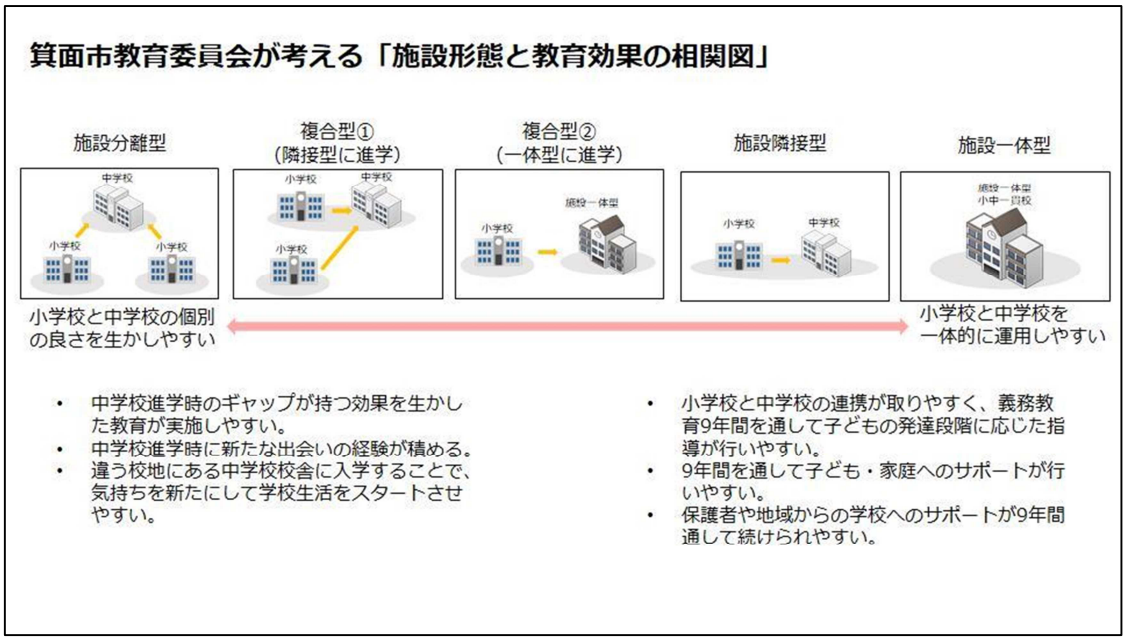

また本市においても、将来的な課題として、「児童生徒数の減少」や「学校施設の老朽化」という課題に直面することが予想されます。

●箕面市立学校の児童生徒数推計（箕面市人口ビジョンを参考とした教育委員会事務局の独自推計）

学校名	2023		2035		2045	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
箕面小学校	564	18	441	16	420	15
萱野小学校	629	20	288	12	267	12
北小学校	253	11	219	9	200	8
南小学校	528	18	474	17	441	15
西小学校	837	25	686	23	625	21
東小学校	397	12	408	13	377	13
西南小学校	739	23	627	21	582	18
萱野東小学校	748	24	535	18	501	18
豊川北小学校	494	16	421	15	382	15
中小学校	645	19	299	12	270	12
豊川南小学校	791	23	729	23	705	22
萱野北小学校	200	6	161	7	114	6
第一中学校	667	17	540	16	507	14
第二中学校	364	11	347	9	299	9
第三中学校	574	15	538	15	501	14
第四中学校	702	19	262	9	247	8
第五中学校	450	13	船場へ移転			
第六中学校	471	13	817	21	783	21
とどろみの森学園（小学校）	828	24	600	21	535	19
とどろみの森学園（中学校）	276	9	227	7	208	7
彩都の丘学園（小学校）	1,095	33	660	23	597	21
彩都の丘学園（中学校）	476	13	232	7	236	7
船場一貫校（小学校）	開校準備		685	23	612	20
船場一貫校（中学校）			492	14	431	12

（令和５年度第２回箕面市通学区域審議会説明資料）

●箕面市立学校の目標使用年数・改修周期

	目標使用年数	大規模改造の周期	長寿命化改修の周期
新耐震基準	８０年	築２０年／６０年	築４０年
旧耐震基準	６０年	築２０年／４０年	不実施

（箕面市学校施設長寿命化計画（令和３年３月））

そこで本市教育委員会としては、将来的に予想されるであろうこれらの課題に対応するという観点からも、これらの課題が生じるタイミングで、次に示す基本的な考え方のもと、現状よりも「小学校と中学校を一体的に運用しやすい」施設形態への移行の可能性について検討していくこととします。

●施設形態の移行検討に関する基本的な考え方

- 「児童生徒数の減少」や「学校施設の老朽化」の課題が生じる際には、現状よりも「小学校と中学校を一体的に運用しやすい」施設形態への移行の可能性について検討します。
- 検討する場合、以下のことを踏まえて検討します。

① 最新の児童生徒数、児童生徒数推計
② 学校用地の確保状況（児童生徒数に応じた十分な教育設備を整備するための学校用地が確保できるか）
③ 通学の安全性
④ 施設形態を変更するのに必要なコスト（既存とのコスト比較）
⑤ 教育制度の状況
⑥ 小学校・中学校の教職員免許の取得状況
⑦ 地域コミュニティの状況
⑧ 避難所としての体制
⑨ ハザードエリアの状況
⑩ その他、学校を取り巻く外部環境の変化等

この基本的な考え方のもと、長期的な視点に立ち、小学校と中学校を一体的に運用しやすい施設形態への段階的な移行を進めていきます。

【参考資料】

●本計画で使用されている用語について

用語（50 音順）	解説
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
カリキュラム	「教育課程」として翻訳・理解されることが多い。カリキュラムは意図的な営みである教育の現在および将来の計画であり、広範な意味をもつ概念である。カリキュラムには「意図したカリキュラム」「実施したカリキュラム」「達成されたカリキュラム」の３つの側面があるとされ、教育課程は、教育目的や目標を実現するために、教育内容を意図的・組織的に配列・編成し、児童・生徒の心身の発達や授業時間数などとの関連で総合的に組織化された学校教育計画といえる。
教科横断的な学習	ある教科等の学びを他の教科等の学びで活用したり関連づけたりすることで、学びが深まったり、活用できることを実感できたりするような学習。
校区教研・校区人研	校区授業研究会（教科教育/人権教育）のこと。中学校区の教員が合同で、授業づくりや人権教育に関する研究協議を行う。公開授業を実施する場合もある。
施設一体型（小・中学校）	小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に整備されていて、小中一貫した教育を行っている学校のこと。
施設分離型（小・中学校）	既存の小学校と中学校がそれぞれ学校施設（校舎）や組織を維持しながら、小中一貫した教育を行っている学校のこと。
小小交流・小中交流	中学校区の小学校同士や、小学校と中学校が、授業や行事などをともに行い、交流を深めること。
中１ギャップ	小学校から中学校へ進学する移行期に、非行、校内暴力、いじめ、不登校など問題行動の発生が増加し、学習意欲の低下や学力格差も増加する。これらの背景になるのが「中１ギャップ」と言われている現象である。中学校になると、複数の小学校から進学し学区や学校規模も大きくなる。学級担任制か

	ら教科担任制に変化し、学級担任との接触時間も短くなる。青年期に入り、自分を捉えなおし、自分の人生や能力や進路について考える変化の時期である。しかし、これらは中学校に入学して急に変化するものではなく、小学校高学年の時期から芽生えてきたものと考えられ、近年小学校と中学校の連携が重視されている。
TT（T1･T2）	ティームティーチングのこと。１つの学習集団に対し、２人以上の教師がティームを組んで指導にあたること。略称としてＴＴと言われる。複数の教師が指導することで、一斉指導では見落としがちな子どものつまずきや気づきを発見できる。主として授業を進める教員をＴ１、もう一人の教員をＴ２という。
非認知能力	知能検査や学力テスト等で測定することの難しい、例えば忍耐力や自己調整力、社会的スキル、GRIT（Guts:度胸、Resilience:回復力、Initiative:自発性、Tenacity:やり遂げる力）等のこと。２０００年にノーベル経済学賞を受賞したジェームズ・ヘックマンによって提唱された。環境に関わらず測定可能で点数化しやすい認知的な能力と比べて、時々の状況や環境、個々の特性のように文脈に依存するといった特徴がある。
箕面子どもステップアップ調査（ステップアップ調査）	国が実施している「全国学力・学習状況調査」と「全国体力・運動能力、運動習慣など調査」に加え、箕面市独自で実施している５つの調査（「箕面学力調査」、「英語能力判定テスト」、「箕面市体力・運動能力、運動習慣など調査」、「学習状況・生活状況調査」、「学校生活アンケート」）を総称したもの

●本計画策定までの箕面市の小中一貫教育に関連する取り組み等

平成19年度	『箕面市小中一貫教育推進計画』を策定。
平成20年度	大阪府内初の施設一体型小中一貫校「とどろみの森学園」が開校（箕面市立止々呂美小学校及び止々呂美中学校の新築・移転）。
平成23年度	大阪府内2校目の施設一体型小中一貫校「彩都の丘学園」が開校。
平成28年度	船場地域に施設一体型小中一貫校も視野に入れた小学校建設の検討開始。
令和元年度	『小中一貫教育の今後の方向性について』を策定。
令和元年度	船場地域に新設する学校を小学校とすることを決定。
令和2年度	箕面市新改革プラン策定。「（仮称）船場小学校整備の再検討」が見直しメニューに挙げられる。
令和4年度	（仮称）箕面市立船場小学校の校種を再検討することの必要性や妥当性について、第三者評価を実施。第三者評価の結果を受け校種再検討を開始するとともに、箕面市小中一貫教育推進計画の検討を開始。

●これまでの計画検討会議の内容について

第1回 R5.01.13	これまでの箕面市の小中一貫教育について説明・作成目的の確認
第2回 R5.02.17	広島県呉市への視察 （小中一貫教育の進め方についてヒアリング・授業見学）
第3回 R5.03.10	広島県呉市への視察結果報告・教員アンケートの結果について
第4回 R5.04.04	小中一貫教育の目的を達成するための方針について
第5回 R5.06.15	小中一貫教育の目的と基本方針について・計画骨子について
第6回 R5.09.02	具体的取り組み（教育委員会・学校の観点）について
第7回 R5.10.05	具体的取り組み（家庭・地域の観点）について
第8回 R5.10.12-13	東京都品川区・神奈川県横浜市・東京都三鷹市・埼玉県越谷市への視察 （施設分離型における小中一貫教育の進め方・小中一貫教育コーディネーターの配置・乗り入れ授業等についてヒアリング）
第9回 R5.11.07	小中一貫教育推進計画（素案）について・第8回の視察報告
第10回 R5.12.04	小中一貫教育推進計画（案）について
第11回 R6.01.30	※計画検討会議開催後に記載予定

●小中一貫教育における校舎の設置状況の分類

区分	校舎の設置状況
①【いわゆる施設一体型校舎】 小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている（小学校と中学校の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む）	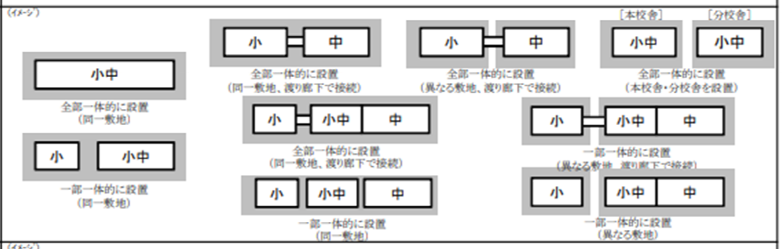
②【いわゆる施設隣接型校舎】 小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている	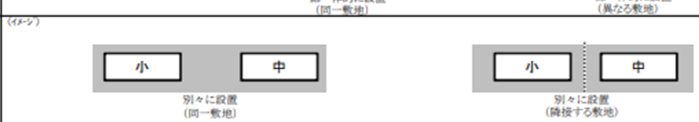
③【いわゆる施設分離型校舎】 小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている	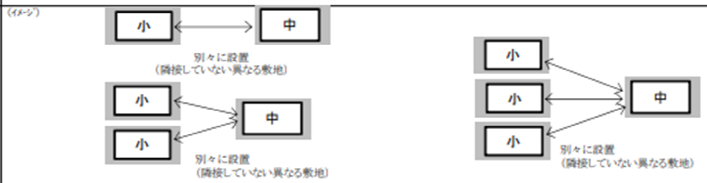
④ その他 施設一体型校舎と施設分離型校舎が併存している場合など	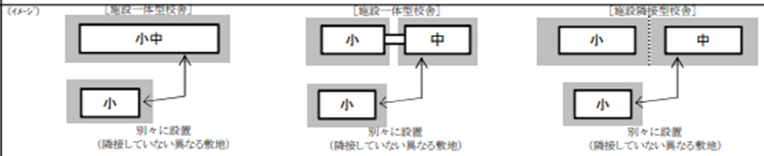

注）□は校舎を、▭は敷地を示す。

出典：文部科学省（平成２７年２月）『小中一貫教育等についての実態調査』

印刷物番号
●-●●